第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - B O O 4 令和7年10月20日

総務大臣村上誠一郎 殿

郵 便 番 号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法第 110 条の 4 第 1 項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。)第5条の規定により次の(2)から(4)までのとおり算定した交付金の額は「148,582,129円」となる。

• NTT東日本株式会社 143, 487, 142円

• NTT西日本株式会社 5,094,987円

株式会社ZTV 0円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表 1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない(注1)。したがって、電気通信事業法第107条第二号の規定により(前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので)、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。ついては、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

(注1) 各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に

要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵 政省令 第 25 号。以下「施行規則」という。)第 40 条の 4 の 6 第 1 項第一号の規 定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務 収支表の第一表(資料 1 ~ 3)による。収支の概要を【別表 2 - 1】に示す。

(参考1) 電気通信事業法第107条第二号(抜粋)

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあっては、当該交付金の額を算定する年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

- (2) 特別支援区域のうち<u>算定等規則第5条第1項第二号イにより算定される単位区域</u>(次の(3)の単位区域を除く単位区域)に係る第二種交付金
 - ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的FTTHアクセスサービス(施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの)に係るもののみである。
 - ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的FTTHアクセスサービス(施行規則第14条の3第1項第一号に掲げるもの)に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定等規則第5条第3項の規定により、いずれの者についても算定等規則第5条第1項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零(0円)となる(交付金の額=0円)。

(参考2) 算定等規則第第5条第3項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、<u>前項に規定する控除し</u> <u>て得た額</u>が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞ れ零とする。

(3) 特別支援区域のうち<u>算定等規則第5条第1項第二号口により算定される単位区域</u>(施行規則 第40条の8の5第2項各号のいずれかに該当するもの(電気通信事業法の一部を改正する法 律(令和4年法律第第70号)の施行日(令和5年6月16日)において当該各号のいずれかに 該当するものに限る。)に係る第二種交付金

(参考3) 施行規則第40条の8の5第2項(抜粋)

- 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に 規定する規模が(注 100分の50)を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電 気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表1のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数(算定等規則第15条第6項、同第16条第3項関係)は次の表2のとおり。

表 1 算定等規則第5条第1項第二号口により算定される単位区域として届出があった担当支援 区域数

	算定等規則第5条第1	計	
	(FTTHアクセスサ·	ービスに係る単位区域)	
	算定等規則第 15 条第 2	2項第二号のイ、ロの別	
	7	П	
	施行規則第 40 条の 8		
	の5第2項第一号に該		
	当する単位区域		
NTT東日本株式会社	3 2	3 1 7	3 4 9
NTT西日本株式会社	2	3 2	3 4
株式会社ZTV	なし	なし	
計	3 4	3 4 9	383

表 2 算定等規則第 5 条第 1 項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援 区域における放送役務と共用している回線数

	右の回線以外の回線数	放送役務と共用している 回線数	計
NTT東日本株式会社		'	10, 651
NTT西日本株式会社			1, 077
計		1	11, 728

② NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社について、算定等規則第 5 条第 1 項第 二号口により、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第 7 条にしたがって同規則第 14 条 から第 16 条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第 17 条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額(その額が 0 以下 の場合は 0) を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役 務は考慮していない(算定等規則第5条第5項)。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2)から(3)までによって算定したNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の算定額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額(【別表2-2】)を超えていない。したがって、その合計額をもってそれぞれ交付金の額とした(算定等規則第5条第4項)。

- NTT東日本株式会社 143, 487, 142円 < 9, 376, 100, 188円
- NTT西日本株式会社 5,094,987円 < 6,641,955,005円

(参考4) 算定等規則第5条第4項

前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和7年3月31日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定等規則第19条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関(電気通信事業法第 106 条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。)が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数(令和8年3月末の回線数)を支援機関が受領してから2週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記1の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記(2)の通知から40日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

① 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第 22 条 1 項に規定する事由が生じた場合は、 同項の規定に基づき上記 1 の交付金の額を減額することができることとする。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を算定等規則第 22 条 2 項の規定により按分した

額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定等規則第22条3項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門(算定等規則第14条)の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係る次のAとBの額の合計額

A: 次のB以外の設備の場合 a_A+b_A+c_A+d_A (第14条第2項)

B: 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B+b_B+c_B+d_B) \times 2/3$ (第

15条第6項)

a: 第14条第2項第一号 施設保全費等 (=a_A+a_B×2/3)

b: 同 第二号 更新した設備の減価償却費(=b_A+b_B×2/3)

c: 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税

 $(=c_A+c_B \times 2/3)$

d: 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用

 $(= d_A + d_B \times 2 / 3)$

- (1) 上記aの施設保全費等は以下のとおり算定されている。
 - ① 原価の届出があった算定等規則第 15 条第 2 項第一号イ又は口に該当する単位 区域は、いずれも令和6年度末において特別支援区域として指定されていたた め、これらの単位区域については、同イ又は口(1)の規定にかかわらず、電 気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第72号)の施行の日(令和 5年6月16日)の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新た に設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に 係る費用を算定している(算定等規則附則第2項)。
 - ② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない(第15条第2項第二号)。
 - ③ 第二号基礎的FTTHアクセスサービスの提供に必要となる収容ルータに係る費用は原価として算定していない(第15条第2項第三号)。
 - ④ 上記 a の計算において乗じる係数 (第 14 条第 2 項第一号) は、接続約款における設備管理運営費比率を用いた (第 15 条第 2 項第四号。

- (2) 上記 b の更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。
- (3) 上記 c の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第 15 条第 4 項の規定によっている。
- (4) 上記 d の既に設置されている設備に係る費用の計算は、第 14 条第 2 項第四号の 規定によっている(総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類 する単価を用いて計算している)。
- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付は受けていない(第15条第5項関係)。

2. 算定等規則第16条(設備利用部門)の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係る次のCとDの額の合計額

C: (次のDの設備以外の設備の場合) e×f(第16条第2項)

D: (放送役務と共用している設備の場合) e×g×2/3 (第 16 条第 3

項)

e 全国平均利用部門原価

令和6年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な費用(広告又は宣伝に係る費用を除き、算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。)を平均回線数(※)で除した額(第16条第2項)

※ 令和6年度末の回線数と令和5年度末の回線数の合計を2で除して得た 値

f: g以外の回線数

g: 放送役務と共用している回線数

- (1) 上記 e の額の計算は、第 16 条第 2 項の規定によっている。
- (2) 上記 f 及びgの回線数は、第16条第2項の規定によっている(第9条第3項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数であ

る)。

Ⅱ. 収益の額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的FTTHアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額(第17条第2項第一号)

E: (次のFの設備以外の設備の場合) h×f (第17条第2項第一号)

F: (放送役務と共用している設備の場合) h×g×2/3 (第17条第2項

第二号)

h: 全国平均収益額

令和6年度における第二号基礎的FTTHアクセスサービスの収益の額 (算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。)を上記平均回線数で除して得た額

G: 担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額(第17条第2項第三号)

(1) 上記 hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

第七条式による交付金の額の算定

	NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社
. 原価 A+B+C+D		
算定等規則第 14 条(設備管理部門)の原価 A + B		
A:次のB以外の設備の場合 a д + b д + c д + d д (第 14 条第 2 項)		
B: 放送役務と共用している設備の場合 (a _B +b _B +c _B +d _B)×2/3(第15条第6項)		
a: 施設保全費等(第 14 条第 2 項第一号)		
b: 更新した設備の減価償却費(第 14 条第 2 項第二号)、除却費/撤去費用(第 15 条		
第2項第三号)		
c: 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税(第 14 条第 2 項第三号)		
d: その他既に設置されている設備に係る費用(第14条第2項第四号)		
- 算定等規則第 16 条(設備利用部門)の原価 C+D		
C: e×f (第2項)		
D: e×g×2/3 (第3項)		
e: 前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額		
f: 当該担当支援区域における回線数のうちg以外の回線数		
g: 当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共用している回線数 (第3項)		
- 収益の額(算定等規則第 17 条) E + F + G		
E: h×f(第一号)		
F: h×g×2/3(第二号)		
h: 全国平均収益額		
G: 海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の		
収益の額(第三号)		
ーⅡ. 交付金の額	143, 487, 142 円	5, 094, 987

(注) 端数のため合計(単位支援区域ごとに足し上げた額)と表の内訳が合わない場合がある。

令和8年度第二種交付金の額とその内訳

交付対象となる第二種適格電気通信事業者	交付金の額	説明箇所
算定方法(第5条第1項)	算定した額(円)	
NTT東日本株式会社	143, 487, 142 円	
第一号(一般支援区域)	_	申請書本文 1 (1)
第二号(特別支援区域)	143, 487, 142	
イ (次の口を除く単位区域)	0	申請書本文 1 (2)
口 (施行規則第 40 条の8の5第2項第二号の	143, 487, 142	申請書本文 1 (3)
単位区域)		別紙 算定の詳細
NTT西日本株式会社	5, 094, 987 円	
第一号(一般支援区域)	_	申請書本文 1 (1)
第二号(特別支援区域)	5, 094, 987	
イ (次の口を除く単位区域)	0	申請書本文1(2)
口 (施行規則第 40 条の8の5第2項第二号の	5, 094, 987	申請書本文 1 (3)
単位区域)		別紙 算定の詳細
株式会社ZTV	田の田	
第一号(一般支援区域)	_	申請書本文 1 (1)
第二号(特別支援区域)	0	
イ (次の口を除く単位区域)	0	申請書本文 1 (2)
口 (施行規則第 40 条の8の5第2項第二号の	0	申請書本文 1 (3)
単位区域)		
合計	148, 582, 129 円	
第一号(一般支援区域)	_	
第二号(特別支援区域)	148, 582, 129	
イ (次の口を除く単位区域)	0	
口(施行規則第40条の8の5第二号の単位区域)	148, 582, 129	

【別表2-1】第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務の収支(第1表)の概要

第二種適格	役務の細目	営業費用①	営業収益②	1)-2
電気通信		(円)	(円)	(円)
事業者				
NTT	FTTHアクセス	359, 918, 392, 072	516, 808, 929, 572	△156, 890, 537, 500
東日本	CATVアクセス	-	-	-
株式会社	合計	359, 918, 392, 072	516, 808, 929, 572	△156, 890, 537, 500
NTT	FTTHアクセス	309, 069, 422, 031	383, 796, 765, 478	△74, 727, 343, 447
西日本株式会社	CATVアクセス	-	-	_
林式云社	合計	309, 069, 422, 031	383, 796, 765, 478	△74, 727, 343, 447
	FTTHアクセス	3, 962, 805, 162	5, 289, 116, 100	△1, 326, 310, 936
株式会社 ZTV	CATVアクセス	_	_	_
	合計	3, 962, 805, 162	5, 289, 116, 100	△1, 326, 310, 936

【別表2-2】第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等の概要

第二種適格	役務の細目	全ての担当支援区	全ての担当支援区	1)-2
電気通信		域における第二号	域における第二号	
事業者		基礎的電気通信役	基礎的電気通信役	
		務の提供に要する	務の提供により生	
		と見込まれる費用	ずると見込まれる	
		の額① (円)	収益の額② (円)	(円)
NTT				
東日本	FTTHアクセス	21, 582, 207, 100	12, 206, 106, 912	9, 376, 100, 188
株式会社				
NTT				
西日本	FTTHアクセス	13, 601, 326, 493	6, 959, 371, 488	6, 641, 955, 005
株式会社				
株式会社				
ZTV	FTTHアクセス	485, 857, 471	400, 348, 644	85, 508, 827

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から 2025年3月31日まで

第1表 第14条の3第1項第1号 第2号及び第3号に掲げるもの

1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの						
			営業費用			
役務の細目	営業収益		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	営業利益	摘要
	9	5	9			
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの		2	L	1	1	
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	:-	:-	-	1	1	193
合 計	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	i let

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に 必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域に おける第二号基礎的電気通 信役務の提供に要すると見 込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域に おける第二号基礎的電気通 信役務の提供により生ずると 見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を滅じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	12	T.S.	=
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	7-	: -	-
合 計	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、 同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信後務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信後務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

(単位 円)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から 2025年3月31日まで

			営業費用			
役務の細目	営業収益		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	営業利益	摘要
第14条の3第1項第1号に掲げるもの	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	=
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	1-	:=	2.7	5	=
第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	s=	5.7	5	=
合 計	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	=

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に 必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に 必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配験しなければならない。 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域にお ける第二号基礎的電気通信 役務の提供に要すると見込ま れる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信 役務の提供により生ずると見 込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	127	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	=	-	-
合 計	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、 同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

- (注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
 - 本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第 16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
 - 2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

(単位 円)

様式第38の2の3(第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係) 第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 株式会社ZTV

2024年4月1日から 2025年3月31日まで (単位円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

All Afr or Am III	37.4 ARC 11-1 ARC	営業費用			277 AR 411 AF	late and
役務の細目	営業収益		うち設備管理 部門費用	うち設備利用 部門費用	営業利益	摘要
1 第14条の3第1項 第1号に掲げるもの	5,289,116,100	3,962,805,162	2,587,744,026	1,375,061,136	1,326,310,938	
2 第14条の3第1項 第2号に掲げるもの	0	0	0	0	0	
3 第14条の3第1項 第3号に掲げるもの	49,868,110	263,817,055	251,961,632	11,855,423	△ 213,948,945	
合 計	5,338,984,210	4,226,622,217	2,839,705,658	1,386,916,559	1,112,361,993	

注記1 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業法施行規則(昭和60年 郵政省令第5号)及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第16号)に基づいて作成している。

2 第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業法施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦している。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供 に要すると見込まれる費用の額等

	(1) 全ての担当支援区	(2) 全ての担当支援区	(3) (1)から(2)を減
	域における第二号基	域における第二号基	じた額
役務の細目	礎的電気通信役務の	礎的電気通信役務の	
	提供に要すると見込	提供により生ずると	
	まれる費用の額	見込まれる収益の額	
1 第14条の3			
第1項第1号	485,857,471	400,348,644	85,508,827
に掲げるもの			
2 第14条の3			
第1項第2号	0	0	0
に掲げるもの			
3 第14条の3			
第1項第3号	0	0	0
に掲げるもの			
合計	485,857,471	400,348,644	85,508,827

第3表 交付金等

77.027 711111	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交 付 金	0	0	0	
2 負 担 金	0	0	0	
11-1	0	0	0	